

## 田村市長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政運営の一層の透明性を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、市長交際費の支出に係る情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表する事項)

第2条 市長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出先・内容等
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、田村市個人情報保護条例（平成17年田村市条例第12号）に基づき、人に関する情報保護の観点から、支出先である個人名は公表しないものとする。

(支出区分)

第3条 前条に規定する支出区分は、田村市長等交際費支出基準によるものとする。

(公表の時期及び方法)

第4条 市長交際費の支出に係る情報は、別表により1ヶ月分をまとめ、翌月の末日までに市のホームページに更新掲載し公表するとともに、市長公室において閲覧に供するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成23年1月1日以降に支出した交際費について適用する。

別表（第4条関係）

市長交際費執行状況（ 年 月分）

支出年月日	支出区分	支出先・内容等	支出金額（円）
合 計	件		

累 計（ 年度）

支出区分	件 数	累計額（円）	備 考
会 費			
祝 金			
激励金			
弔慰金			
見舞金			
その他			
合 計	件		